



平成21年5月1日

各位

会社名 中部飼料株式会社
(コード番号 2053 東証・名証第1部)
代表者 取締役社長 平野 宏
問合せ先 常務取締役管理本部長 西村 広司
(TEL 0562-33-2102)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月1日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第62期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款を変更するものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がなされたものとみなされておりますので、当社定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--------------------|
| <u>第7条(株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。 | (削除) |
| <u>第8条(略)</u> | <u>第7条</u> (現行どおり) |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>第9条（単元株式数および単元未満株の不発行） 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第10条（単元未満株式についての権利） 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>（3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>（4）次条に定める請求をする権利</p> <p>第11条（略）</p> <p>第12条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第13条～第45条（略）</p> <p>（新設）</p> | <p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1,000株とする。 （削除）</p> <p>第9条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>（3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>（4）次条に定める請求をする権利</p> <p>第10条（現行どおり）</p> <p>第11条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 （削除）</p> <p>第12条～第44条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成21年6月26日（金）

定款変更効力発生日

平成21年6月26日（金）

以上